

奈良県告示第五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、中
方土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつ
た。

平成二十五年五月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	畑中 良文	天理市九条町九七一二
〃	畑中 光二	〃 九六
〃	畑中 辰雄	〃 一四五
〃	中西 正	〃 一四〇
〃	森口 義輝	〃 一三一
〃	今井 繁	〃 六八
監事	大封 保	〃 九〇
〃	上田 義秀	〃 六七一二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	田中 誠義	天理市東井戸堂町二〇一二
〃	松岡 俊行	〃 九条町一二一一
〃	喜多 敏夫	〃 一二四
〃	大封 雅史	〃 一四一
〃	北中 テル子	〃 七〇
〃	田中 和義	〃 一九七一
監事	畑中 良文	〃 九七一二
〃	森口 義輝	〃 一三一